



2023年3月8日

各 位

会社名 株式会社 東京 衡 機
代表者名 代表取締役社長 石塚 智士
(コード番号 7719 東証スタンダード)
問合せ先 取締役管理担当 石見 紀生
(TEL. 042-851-6027)

第三者委員会の提言を受けた再発防止策の策定等に関するお知らせ

当社は、2023年3月3日付「第三者委員会の調査報告書の受領および当社の対応等に関するお知らせ」にてお知らせいたしましたとおり、第三者委員会の調査結果を受けて本日付で過年度の有価証券報告書、四半期報告書および内部統制報告書の訂正報告書の提出ならびに過年度の決算短信等の訂正の公表を行うとともに、2023年2月期第3四半期の四半期報告書の提出および四半期決算短信の発表を行いました。第三者委員会の提言に沿って再発防止策の概要を策定いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 再発防止策の概要について

当社は、第三者委員会から指摘を受けた問題点に対する改善策の提言に沿って以下のとおり再発防止策の概要を策定し、今後速やかに実行してまいります。なお、現時点で具体的な実施内容が詰められていない項目につきましては、本年5月末を目途に詳細を詰め、改善状況とあわせて改めて公表いたします。

(1) 役員主導による会計面を含めたコンプライアンス意識の醸成

今回、会計コンプライアンス意識の欠如と認められる企業風土が認められたと指摘を受けたことから、当該企業風土を変革するために、コンプライアンス遵守を徹底していく旨を改めて取締役会で決議し、経営トップをはじめとする全役員が率先してコンプライアンス意識の向上に取り組んでいくことを確認し、社内に向け発信した上で、社外にもその旨を公表いたします。また、本年4月までに指名・報酬委員会に諮ったうえで役員候補者の選定基準を定め、今後役員候補者を選定するにあたっては候補者がコンプライアンスに対する十分な見識を有していることを条件にいたします。さらに、会計面でのコンプライアンスを重視した内容で、役員を含めた階層別に四半期に1回程度、定期的に社内研修を実施していくことにより、責任ある上場会社の一員であることを常に意識させるようにいたします。

(2) 新規事業の開始および取引先等の選別に係る基準の厳格化等

新規事業の開始および取引先等の選別にあたっては、全役員がコンプライアンスの観点から取引の内容、取引の実態・流れ、取引に想定されるリスク、相手方の信用・財務情報、相手方との関係、取引開始の経緯等を十分に確認するようにすべく、本年4月中を目途に取引先の選別基準を含めルールを策定し運用いたします。このルールにおいては、業務が属人的になることがなく、牽制を効かせることを重要な視点とすることとします。また、とりわけ非上場の会社や個人企業等については、上場会社として取引を行うことの適切性を判断するとともに、取引を開始した後も定期的に取引の実態や特定の取引先への依存度等を確認し、その確認資料を記録として残すことといたします。

これらの点については、既存の当社グループの事業においても必要な事項であることから、現状を確認し、同様に適宜必要な改善を実施していくこととします。

(3) 会計監査人からの指摘事項に対する取組みの強化

本件においては、会計監査人からの指摘を重く受け止め十分な対応を行っていただければ早期に問題を改善することができた可能性があることから、会計監査人の指摘事項が生じた場合の取組みのプロセスを改め、今後は、会計監査人から指摘があった場合は、取締役会および監査役会において当該指摘事項の内容をすべて確認し、指摘に対して真摯に対応するとともに、問題が認められたときは、取締役会にて担当責任者を決め改善を指示し、必要な改善策をスケジュールに沿って実行し、継続的に改善状況をモニタリングできるように毎月の監査役会および定例取締役会に書面にて報告することといたします。

(4) 監査役会の監査機能強化

本件においては、第三者委員会の指摘のとおり、常勤監査役が会計監査人の要請に応えるべく行動を起こすべきであったことから、各監査役が企業経営の健全性や適正性を担保する責任を負うことを改めて強く認識し、常勤監査役が中心となって取締役の業務執行および会計処理を監視する中で問題が認められた場合については、今後は、取締役会に報告し、また、必要に応じて独自に調査を行い、取締役会にその調査結果を示し、対応を要請することといたします。加えて、監査役会の監査機能強化に向けて、内部監査部門と連携する体制を整備していくことを検討いたします。内部監査部門との連携体制につきましては、内部監査部門の再構築とあわせて本年5月末までに実施いたします。

(5) 内部監査・内部統制機能の強化

本件において、第三者委員会の指摘のとおり、日常的な内部監査が実施されていなかったことが本件問題の発生原因と考えられると指摘を受けていることから、従前の内部監査委員会の体制を早急に見直し、新たに日常的な内部監査を行う独立性のある組織として内部監査部門を再構築いたします。

また、第三者委員会の指摘のとおり、当社グループの内部監査・内部統制部門は、人員および専門性が十分でないことから、それぞれ専門性を有する常駐の担当者の採用や当該知識を有する専門家へのアウトソーシング等を検討するとともに、日常的な外部研修やトレーニングによりスタッフの能力向上に努めてまいります。そして、これまでは内部監査委員会と内部統制委員会のメンバーが兼任の状態となっておりますが、兼任がない人員構成といたします。

これらの内部監査・内部統制部門の組織と人員の見直しにつきましては、本年5月末までに実施いたします。

(6) 内部通報制度の見直しとコンプライアンス研修の拡充

本件において内部通報制度が十分に機能していれば通報によって早期に問題事象を止めることができたところ、現状では内部通報制度がほとんど利用されていない状況であることから、内部通報先や内部通報の取扱い手順、内部通報者の保護の仕方等に関して問題はないか、本年4月中を目途に調査・分析したうえで、本年5月末までにより利用されやすい仕組みに見直しをまいります。また、本件のような会計コンプライアンスが問題となる場合において従業員が通報を行うには、そもそも何が問題なのか、どのような事象に気を付けるべきなのか等をあらかじめ理解している必要があることから、当社グループの事業に関係して発生しうるリスクについて、他社の事例なども参考にしながら、半年に1回程度、定期的に社内研修を行ってまいります。

2. 問題を指摘された商事事業からの撤退について

今回、外部機関および第三者委員会から問題を指摘された商事事業（国内で一般雑貨等を仕入れて中国等に輸出することを主体とする事業）につきましては、当社が取引の実態を十分に把握せず誤った会計処理を行ったことを深く反省するとともに、今後は当該事業を継続すべきではないと判断し、当該事業から撤退することを決定いたしました。

3. 本件に係る経営責任について

当社は、第三者委員会の調査、決算発表の延期、過年度決算の訂正等に至った今回の事態を厳粛に受け止め、当社役員の経営責任を明確にするため、本日開催の臨時取締役会において、以下のとおり役員報酬の減額を決定いたしました。また、当社の信頼を逸早く回復するために経営体制の刷新を検討しております。役員人事につきましては決定次第お知らせいたします。

役職	役員報酬の減額の内容
代表取締役社長	月額報酬の20%を2023年3月より3ヶ月間減額
専務取締役	月額報酬の20%を2023年3月より3ヶ月間減額
常務取締役	月額報酬の20%を2023年3月より3ヶ月間減額
取締役 管理担当	月額報酬の20%を2023年3月より3ヶ月間減額

本件につきましては、株主の皆様をはじめ投資家、市場関係者の皆様ならびにお取引様その他すべてのステークホルダーの皆様に多大なご心配とご迷惑をおかけいたしましたことを深くお詫び申し上げます。

今後、当社グループの全役職員一丸となって再発防止策を着実に実行し、信頼回復に努めてまいりますので、何卒、引き続きのご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

以上